

大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書

宗教法人泉龍寺を「甲」、警視庁調布警察署を「乙」、狛江市を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合において一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族控場所として甲が所有する施設を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙又は丙は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合には、甲に対し一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族待機場所として無料提供を要請できるものとし、甲は、施設運営に支障のない範囲において乙又は丙の要請があった場合には、速やかに使用許可条件等を判断し、甲の許可する施設、駐車場等の一部又は全部を乙及び丙に使用させるものとする。

(要請方法)

第3条 乙又は丙の甲に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行う。
(1) 施設及び駐車場等の使用期間、使用場所、使用目的及び使用計画
(2) その他必要な事項

(使用中の管理)

第4条 甲が使用許可した施設、駐車場等の管理は、乙又は丙の責任において行い、乙又は丙は、甲の指示に可能な限り従うものとする。

(費用等の負担)

第5条 施設及び駐車場等の管理運営に関わる費用等について、甲は、乙及び丙に対して原則として一切の請求を放棄する。ただし、光熱費等の施設に関わる諸費用については、乙と丙及び関係する機関の協議によるものとする。

(使用期限)

第6条 使用期限は、第3条の規定により要請をした日から7日以内とし、その期間を延長する必要がある場合は協議の上、決定するものとする。

(使用解除と返還)

第7条 乙又は丙は、施設、駐車場等の使用解除を行う場合には、甲の確認及び点検を受けた後に返還するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3箇月前までに甲乙丙のいずれかからも何らの申立てがない場合は、更に1年間の期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 本協定書の解釈等に疑義が生じた場合は、甲乙丙は協議し、誠意をもって解決に当たるものとする。

甲乙丙はこの協定の証にするため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 宗教法人泉龍寺
代表役員 菅 原 淳

乙 警視庁調布警察署長
警視 大 澤 真

丙 狛江市
市長 松 原 俊 雄



大規模災害発生時における施設等の使用に関する覚書

宗教法人泉龍寺を「甲」、警視庁調布警察署を「乙」、狛江市を「丙」として合意した大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書の第2条（協力の内容）について、施設借用に関する詳細について下記のとおり覚書を交換するものとする。

記

- 1 遺体安置（検視及び検案を含む。）は、原則として泉龍寺別院を借用するものとする。
- 2 泉龍寺本堂等は歴史的重要性に鑑み、原則として乙又は丙の指揮下にある者の控室、資機材の保管管理又は遺族の控室等として借用するものとする。
- 3 泉龍寺管理地内に車両等を乗入れる際は、甲の承諾なく工作物等の変更を行わないものとする。
- 4 返還時の原状回復は、乙又は丙の責任において行うものとする。
- 5 本覚書に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、運用するものとする。

令和2年8月1日

甲 東京都狛江市元和泉一丁目6番1号
宗教法人泉龍寺
代表役員 菅 原 淳

乙 東京都調布市国領町二丁目25番地1
警視庁調布警察署長
警視 大 澤 真

丙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
市長 松 原 俊 雄

